平成２９年（フ）第８４４号
福岡市早良区南庄５丁目４番31―301号
破産者　岡田　邦子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４５号
福岡市早良区南庄５丁目４番31―301号
破産者　岡田　由樹
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３８号
札幌市白石区中央１条５丁目４番39号　フォレスト439―103号
破産者　小坂美由紀
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９２号
札幌市西区西野１条１丁目10番24号　ウエストフィールド201号
破産者　岩城　慎悟
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
仙台市太白区東大野田７番45号　エバー・プレイス101
破産者　佐々木拓也
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００号
仙台市泉区山の寺２丁目19番32号
破産者　諏訪部峰子
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
仙台市太白区柳生２丁目10番地の13　シャイン仙台柳生第２―202
破産者　村上　一三
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南１丁目８番地１　アーバンアイドⅡ　102号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川西荒井字東田349番地１　サンシャイン106　３号
破産者　堀籠　克昌
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５号
群馬県桐生市新里町新川3455番地27　斉藤荘10号
破産者　須永　克正（旧姓中里）
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１４１号
山梨県甲府市国母５丁目３番30号
破産者　藤巻　文政
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
広島市東区温品４丁目５番21―203号
破産者　トラットリア・カーロことガールズパブＣｉａｏこと　東野　徳和
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０８号
福岡県筑紫野市二日市北３丁目２番16―403号
破産者　丸木由美子
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８２０号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈349番地14　プレステージ21　703号
破産者　藤　　寿樹
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６２号
福岡市博多区博多駅前４丁目22番14―203号
破産者　ＬＩ　ＨＯＮＧＫＵＩ　李　　洪魁
（通称前田洪魁）
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９２４号
福岡市博多区吉塚５丁目１番13―102号
破産者　白川　明彦
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７３号
福岡市東区三苦２丁目１番19号、前住所福岡市東区西戸崎３丁目10番21号
破産者　光安　　修
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７４号
福岡市東区三苦２丁目１番19号、前住所福岡市東区西戸崎３丁目10番21号
破産者　光安　京子
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１００１号
福岡市西区大字飯氏301番地３
破産者　永田　　誠
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部